



電子帳簿保存法×キャッシュレス決済 ～ 経費精算業務が変わる！ ～



- ・はじめに
- ・電子帳簿保存法（電子取引）の保存義務
- ・電子保存の要件
- ・電子帳簿保存法の電子取引とは？
- ・インターネットを利用した電子取引
- ・電子取引制度の導入メリット
- ・電子取引の利用を拡大するときの課題
- ・キャッシュレス決済への取り組み
- ・キャッシュレス決済の種類と普及
- ・安全な決済情報の連携基盤
- ・経費精算業務の革新に向けて
- ・ALSIの経費精算サービス

2019年に国の事業として9か月間にわたり行われたキャッシュレス・ポイント還元事業は、皆さんも記憶に残っているかと思います。この事業により様々なキャッシュレス決済サービスが普及し、多くの消費者に利用され、一つの決済方法として認知されることとなりました。キャッシュレス・ポイント還元事業でもわかるように、国はキャッシュレス決済による生産性向上や消費者の利便性向上を図る目的で、2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度まで引き上げる政策を進めています。

また、令和2年の税制改正で、電子帳簿保存法の電子取引制度についても要件緩和が行われ、ペーパーレスによる業務効率化を推進できる法整備が行われました。最近のキャッシュレス・ペーパーレスへの流れを受け、経費精算の業務変革を進めるためにすべきことを考えていきます。

経費精算業務の変革

ペーパーレス／キャッシュレスの流れ

電子帳簿保存法改定
キャッシュレス決済の普及

まず、ペーパーレスを進める前提となる、電子帳簿保存法が求める要件を確認していきます。

インターネットの普及により様々な方式で電子取引が行われていることから、書類が伴わない取引についても公正な課税を確保するために、電子帳簿保存法の改正が行われました。平成17年度の電子帳簿保存法改正で、電子取引に係る取引情報の扱いが明確に定義されるようになり、その後令和2年度の改正で電子取引に係る規制が一部緩和され現在に至っています。その為、電子取引に係る電子帳簿保存法を理解することは、今後の経費精算業務の効率化を進める上で重要なポイントになってきます。

電子帳簿保存法の第十条より

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、**当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。**ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

例外はあるけど、簡単に言うと

電子取引を行う場合は、取引情報に係る電子データは保存すること！

電子取引を行う場合は、取引情報を電子データとして保存することが電子帳簿保存法で規定されています。規定されている内容は次のとおりです。

1. 保存場所や保存期間は、書面での取引と同様に定められています。

保存場所：納税地もしくは事業所（検索可能であればデータの保管場所は問わない）

保存期間：7年（最長10年）

2. 保存要件として見読性の確保・検索性の確保・関係書類の備付けが定められています。

関係書類の備付け システムの概要書・仕様書・操作説明書等が準備されていること

見読性の確保 パソコン、ディスプレイ、プリンター等が準備され、速やかに利用できること

**検索性の確保 電子データで保管された帳簿等が、必要な要件で検索できること
（取引年月日、勘定科目、取引金額等、帳簿に応じた検索条件）**



3. 保存上の措置とし、次のいずれかを実施するように定められています。



発行者側がタイムスタンプを付与した取引情報の授受

受領者側が取引情報を受け取った後の速やかなタイムスタンプの付与と取引情報の可視化

訂正削除の履歴確保もしくは、訂正削除ができなシステムの利用

正当な理由がない取引情報の訂正・削除を防止する社内規定の整備と規定書の備付け

【令和2年度の改正】電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）より
～所定の方法により取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータが保存されていれば、出力した書面等を保存する必要はなく、また、別途書面の請求書等を授受する必要もありません。


ペーパーレスによる業務改善の促進

※仕入税額控除を受ける場合は、請求書等の交付を受けなかったやむを得ない理由が必要になります。

電子帳簿保存法では、電子取引を次のように規定しています。

電子帳簿保存法の第二条より

電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。



取引先・取引日・金額等を電子データで授受した場合は電子取引に該当

電子取引は、従来からあるEDIや電子メールでの取引情報の授受に加えて、インターネット上の「ホームページからの取引情報の入手」、「クラウド配信サービスからの取引情報の入手」等々、方式が多様化しています。

では、電子帳簿保存法が規定している電子取引とは、どの様なものでしょうか。

EDI	：特定の取引に係る電子データ交換システムを利用した取引情報に授受
電子メール	：電子メールでの取引情報の授受
インターネット	：インターネット上の各種サービスを利用した取引情報の授受
FAX	：ペーパーレス化したFAX機能（複合機・PC等）を利用した取引情報の授受
記憶媒体	：DVD等を利用した取引情報の授受

1. インターネットのホームページにある取引情報の授受

請求書や領収書等のデータ（PDF ファイル等）のダウンロード
請求書や領収書等のハードコピー

2. クラウドサービスを利用した電子請求書や電子領収書の授受

3. キャッシュレス決済サービスの取引情報の授受

クレジットカードの利用明細データ
交通系 IC カードによる支払データ
スマートフォンアプリによる決済データ



電子取引制度を導入することで、どのようなメリットを企業は受けることができるのでしょうか。制度導入により取引情報を書面で受け取る必要がなく、取引情報の入手～保管～税務監査まで、電子データを利用し業務を行うことが可能となります。それにより、以下のメリットが想定され経費精算業務の大幅な効率化を推進することが可能となります。

紙の保管やコピー等、紙を扱うための工数・費用が削減できる

業務内容が共有され、業務進捗が可視化され業務の効率化が図れる

取引情報が電子データに一元化され、書類（領収書・請求書等）との確認業務が不要になる

紙の送付・郵送が不要になり業務処理のリードタイムが短縮される 等



電子取引制度を導入し、ペーパーレスを推進し経費精算業務の効率化を図るときに課題となるのが次の3点になります。

1. キャッシュレス決済の普及

利用者が様々なシーンでキャッシュレス決済を利用できる
社会インフラの整備

2. 安全な取引情報の連携

キャッシュレス決済から発生する、消費者の取引情報を安全に保管・流通させることができるIT基盤

3. 取引情報を一元的に利用できる基盤

キャッシュレス決済で発生した取引情報を一元的に利用できる経費精算システム

これらの課題を解決していくことで、ペーパーレスによる業務改善の範囲が拡大し、経費精算業務の変革が期待できるようになります。

課題：キャッシュレス決済の普及



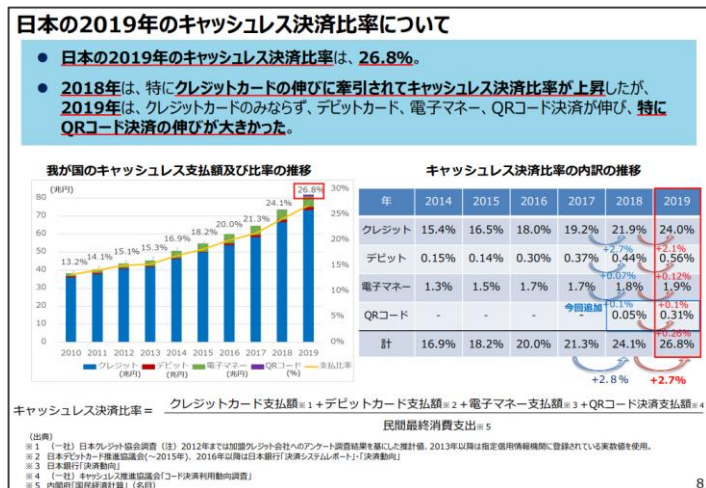
課題：安全な決済情報の連携基盤



課題：取引情報を一元的に利用できるシステム

ここまで、電子帳簿保存法（電子取引制度）の概要とメリットについて説明してきました。一方で電子取引の拡大に向け期待されるキャッシュレス決済普及に向けての取り組みを確認していきます。

今後、少子高齢化が進み労働人口の減少が予測される中で、国は生産性を向上させる施策として、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」で2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度まで引き上げるとしています。その為の施策として冒頭で記載した「キャッシュレス・ポイント還元事業」や顧客と金融機関が安全に接続できるIT基盤（オープンAPI）の整備などが進められ、キャッシュレス決済の多様化、普及が進んでいます。普及の状況は、経産省の資料からも読み取ることができます。



決済比率の推移 2年で**5.5%**上昇

2017年：21.3% 2018年：24.1% 2019年：26.8%

クレジットカードによる決済が大多数

クレジットカード決済が全体の普及を牽引

2019年は他の決済方法も普及が拡大

特にQRコード決済の伸び率は2018年比で約**5倍**

経産省「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」資料より

普及が進むキャッシュレス決済は各社から様々なサービスが提供され、消費者の支持を受けて利用が広がっているのはご承知の通りです。ここでは、キャッシュレス決済の種類毎に普及状況を整理していきます。

【キャッシュレス決済の種類】

キャッシュレス決済の種類	電子マネー	デビットカード	スマホ決済	クレジットカード
決済方式	前払い	即時払い		後払い
主な支払い方法	カード スマートフォン	カード	スマートフォン	カード

2019年の種類別のキャッシュレス決済比率は前述の通りですが、株式会社ジェーシービーが発表した「クレジットカードに関する総合調査 2020年度版」に2020年の決済種類別の保有率について記載がありました。それによると、「クレジットカードが86.6%、電子マネーが77.4%、デビットカードが24.8%、スマホ決済が56.5%」となっています。特に前年比で保有率の変化をみると、スマホ決済は42.9%から56.5%と大幅に保有率が伸びています。

キャッシュレス決済は確実に普及していますが、**決済種類別では決済比率・保有率ともクレジットカードが群を抜いています。**ただし、**普及の伸びではスマホ決済が他を圧倒**している状況です。

ここまですら整理すると次のようなことが見えてきます。

ペーパーレスによる業務効率向上を検討するには、キャッシュレス決済との連携は重要な取り組み課題

優先すべきは、クレジットカード・電子マネー。ただし将来に備えスマホ決済も準備を進めることが重要

今後、キャッシュレス決済はさらに普及が進むとともに、その種類も多様化が進むと予測されます。そのため、キャッシュレス決済で発生する取引情報を有効に利用するためには、多様なキャッシュレス決済の取引情報を安全に、安心して利用できるIT基盤が必要になってきます。

2017年当時、個人財務管理（PFM: Personal Financial Management）サービスは消費者の指示を受け利用が拡大しました。ただし、ID・パスワード等の安全性を不安視する指摘もありました。また、金融機関が進めるオープンイノベーションを安全に安心して利用できるためにも、法整備が必要となってきました。これらの状況から2018年の銀行法改正で、新たに電子決済等代行業制度が導入されました。この制度により、**電子送金・口座管理サービスを提供する業者を電子決済等代行業者とし、管理体制の整備が行われ、取引情報を安全に扱える基盤が整備されてきています。**これらの基盤を利用することで、電子化されたキャッシュレス決済の取引情報を安全に利用することが可能となりました。



キャッシュレス決済の取引情報を安全に、そして、安心して利用できる基盤が整備されてきていることは前述の通りです。ただし、電子化された取引情報を利用し、ペーパーレスを進め経費精算業務を変革させるためには、もう一つ重要なことがあります。それは社内で利用する経費精算システムです。その経費精算システムに求められる重要なポイントは次のとおりです。

取引情報の訂正削除が削除されない、もしくはその履歴が確保できる経費精算システム

キャッシュレス決済の取引情報を安全に安心して利用できる基盤(PFM)と連携している経費精算システム

多様なキャッシュレス決済の取引情報を扱っている基盤(PFM)と連携している経費精算システム

「キャッシュレス決済×PFMサービス×経費精算サービス」が変革のカギ



安全性と多様なサービスとの連携によるペーパーレス促進

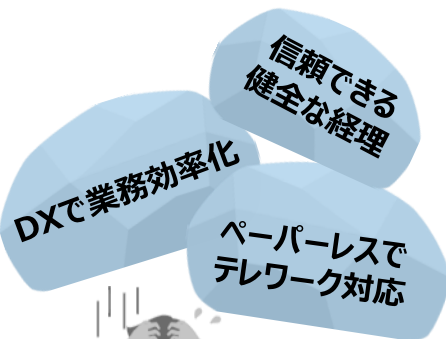
ペーパーレスによる業務変革

BIZUTTOは従来の経費精算システムとは**違う**！



圧倒的な**使いやすさ**、お客様を**支援する3つのレス**、
業界初の価格体系を実現！

経費精算の**“新”**定番としてDXを推進するソリューション



BIZUTTO経費を通して、
お客様のビジネスに寄り添った業務の革新を実現



もっと豊かな情報未来へ
アルシー・ソリューション

BIZUTTO経費製品ポータルサイト
<https://portal-keihi.bizutto.com>



最短即日試せる！**無料トライアル**はこちらから
<https://portal-keihi.bizutto.com/trial>

